

奨学金制度の改正と拡充を求める意見書

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除く、OECD（経済協力開発機構）の加盟国33か国のうち、大学の授業料が無償の国は17か国あり、残りの16か国でも、給付型の奨学金が制度化されている。

日本においては、私立大学の初年度納付金の標準額は約131万円、国公立大学で81万7,800円と高額であり、高校と大学を合わせた就学費に1,000万円が必要と言われている。その高負担を示すように、大学昼間部の学生中、奨学金受給者比率が平成12年度（2000年度）には28.7%であったのに対し、平成24年度（2012年度）には52.5%と2人に1人が奨学金を借りている現状であるが、国による大学生への給付型の奨学金はなく、貸与型のみであり、そのうち有利子奨学金が4分の3を占めている。さらに、貸与終了後、返還を遅延すればブラックリスト化され、卒業後の人生にも大きな支障を来す結果となっている。

このような現状を踏まえ、政府が高等教育の段階的無償化とともに、低所得者世帯の高校生への給付型奨学金が創設されたことや、日本学生支援機構が返還困難者への救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、延滞金の減免、減額返還などの制度を設けたことは評価をするものである。

教育の充実こそ、最も優先すべき未来投資であることから、学生が経済的不安を感じることなく、安心して学業に専念できる環境が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、給付型奨学金制度の大学生への拡充、無利子の貸与型奨学金制度のさらなる拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会